

## 「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

原子力災害対策特別措置法（平成１１年 法律第１５６号）第７条第１項の規定に基づき、「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」を修正しました。

修正の要旨は以下のとおりです。

### １．修正の目的

出雲市および鳥取県への情報連絡に関する変更他を踏まえ、所要の修正を行った。

### ２．修正年月日

平成２３年９月３０日

### ３．修正の主な内容

- （１）「島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保、情報連絡等に関する協定書」締結以降の出雲市への情報連絡について追加した。
- （２）従来、鳥取支社経由で連絡していた鳥取県への情報連絡について、島根原子力発電所から直接連絡するように変更した。
- （３）島根県および松江市の組織改正を反映した。
- （４）島根原子力発電所の組織改正を反映した。
- （５）その他、記載の適正化を行った。

以 上